

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

🖱️ クリックするとHPに飛びます

2020年5月8日時点

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	各市区町村で 順次受付開始	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで マイナポータルは5/1より順次受付開始	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~18:30)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への 臨時特別給付金	順次支給開始	子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土、日、祝日を除く)
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 ,最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
猶予・ 減免	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	順次実施中	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予, 公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

☎️ 詳細は
こちらを
クリック

☎️ 詳細は
こちらを
クリック

☎️ 国税の
詳細は
こちらを
クリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で家賃の支払いが苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	5/1~ 受付開始	中堅・中小・小規模 最大 200万円 フリーランス含む個人事業主 最大 100万円	相談ダイヤル 0120-115-570 (毎日8:30-19:00)
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大10割 助成 ※上限日額8,330円	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
貸付	売上減で 家賃の支払が苦しいなど 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中	3年間無利子 ,最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀,信金,信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・ 減免	売上減で 税,社会保険料が苦しい	国税,地方税, 社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所,各都道府県労働局
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	実施中	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322

☎️ 国税の
詳細は
こちらを
クリック